

売却区分番号	札幌290-1		
見積価額	¥160,000	公売保証金	¥16,000
財産の表示	1 自動車 アウディ A3セダン1.8TFSIクワトロ 数量 1		
登録事項証明書を表示			
登録番号	札幌302ふ****	車台番号	WAUZZZ8V4G-*****
登録年月日	令和5年1月25日	原動機の形式	CJS
初度登録年月	平成28年12月	長さ	446センチメートル
自動車の種別	普通	幅	179センチメートル
用途	乗用	高さ	139センチメートル
自家用事業用の別	自家用	総排気量	1.79リットル
車体の形状	箱型	燃料の種類	ガソリン
車名	アウディ	前前軸重	870キログラム
型式	ABA-8VCJSL	前後軸重	-
乗車定員	5人	後前軸重	-
最大積載量	-	後後軸重	600キログラム
車両重量	1470キログラム	型式指定番号	17682
車両総重量	1745キログラム	類別区分番号	0002
自動車検査書有効期限	令和5年12月25日(車検切れ)		
備考			

売却区分番号	札幌290-1		
見積価額	¥160,000	公売保証金	¥16,000
その他の事項			
走行距離	令和5年6月21日時点の走行距離は、79,010キロメートルです。		
使用状況等	<p>公売財産の所有者が自家用車として使用していました。ミッションはオートマチックで、右ハンドル、車体の色は黒です。モデル名は「アウディ A3セダン1.8TF S Iクワトロ」です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用や経年劣化等による塗装の汚れ、傷などがあります。 ・ バッテリーが上がっており、エンジンは始動できません。 ・ 車内に装備されたエアコン、電装品等機器類の動作の保証はできません。 <p>上記公売財産の状態については、札幌国税局公売担当において専門的な検査による確認を行ったものではなく、札幌国税局職員が目視によるものです。</p>		
保管状況等	<p>公売財産は札幌北税務署（北海道札幌市北区北31条西7丁目3番1号）の車庫に保管しています。</p> <p>付属品の状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマートキー 2個 ・ 自動車検査証（有効期限：令和5年12月25日） ・ 自動車損害賠償責任保険証明書（有効期限：令和6年1月26日午前12時） 		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公売財産は車検切れのため、公道を走行できません。 ・ 冬用スタッドレスタイヤを装着しており、夏用タイヤは付属しません。 ・ 自動車保管場所が引渡場所になります。なお、バッテリーが上がっているため、買受人がジャンピングスタートを行う必要があります。 		

売却区分番号	札幌290-1		
見積価額	¥160,000	公売保証金	¥16,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリン残量が残り半分以下となっていますが、当局において給油を行うことはできません。 ・ 引渡しに係る費用及び登録費用は買受人の負担となります。引渡しに関する手続きや危険負担は全て買受人の責任において行うこととなります。 ・ 公売財産は、差押え後、整備等を実施しておりません。 ・ 掲載している画像はデジタルカメラによる撮影のため、実物と色合いは異なる場合があります、写真では確認できない細かな傷などが存する場合があります。 ・ 記載事項は専門家による検査等を実施したものではありません。従って、全ての車両状況を確認しているものではなく、内容を保証するものではありません。 ・ 公売財産の下見は実施しません。 ・ 自動車税の未納がある場合、車検時に買受人が負担しなければならない場合があります。 ・ 消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、札幌国税局が適格請求書を交付します。 		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
一般的留意事項	<p>公売は現況有姿（現在あるがままの状態をいい、その財産に傷などがあっても補修などを行わないことをいいます。）により行うものであるため、次の一般的事項を十分にご理解の上、公売へご参加ください。</p> <p>1 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は担保責任</p>		

売却区分番号	札幌290-1		
見積価額	¥160,000	公売保証金	¥16,000
	<p>を負いません。</p> <p>2 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。</p> <p>3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して引渡しを求める場合には、すべて買受人の責任において行うこととなります。</p> <p>4 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。</p> <p>5 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。</p>		

売却区分番号

札幌290-1



売却区分番号

札幌290-1



売却区分番号

札幌290-1



札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌290-1



札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌290-1

売却区分番号

札幌290-1



札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌290-1

札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌290-1



売却区分番号

札幌290-1

札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌290-1



札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌290-1

